

契約期間途中で派遣契約が解除された場合でも、派遣元との雇用は継続

Question 11

Q

私は、派遣先の業務縮小などで仕事がなくなったといわれ、契約期間途中で派遣契約が打ち切られました。



Answer 11

A

派遣労働には、常用型派遣と登録型派遣があります。登録型派遣は、通常派遣元との雇用契約ではなく、派遣先が決まるとその都度雇用契約を結び、派遣期間が終了すると雇用契約も終了するものです。

これに対し、常用型派遣は、派遣先が変わっても派遣先がなくても、派遣元との雇用が継続するもので、登録型と比較すれば安定した雇用形態です。

派遣元には、派遣契約をするに当たって、派遣労働者が就業すべき業務について、当該労働者の知識、技術や経験水準などを事前に把握・確認しておく義務があります。つまり、適正を見極めた上での派遣をすべき義務があるといえるのです。ですから、たまたま派遣先で派遣労働者の業務処理に適正が欠けていたからとして契約解除されたとしても、それは労働者の責任というより適切な情報把握の義務を欠いた派遣元の責任ということができます。

また、派遣元には契約期間の途中で解除された派遣労働者をそのまま解雇するのではなく、関連会社への就職あっせんをするなど雇用機会の確保を図る義務もあります。派遣先事業主にも、契約解除を申し入れるに当たっては、相当の猶予期間をおいてからするなど、できるだけ派遣労働者の身分の確保を図る措置が求められます。

したがって、契約途中で解除（解雇）された場合には、派遣元に対し、少なくとも残存期間について別の派遣先のあっせんを求めるすることができます。